

2022年4月より保険適用となる

一般不妊治療(タイミング・人工授精)・生殖補助医療(体外受精)
の治療をお考えの方へ

●4月から上記治療を**保険適用**で予定される患者様は、法的婚姻関係、または出生した子について認知を行う意向があるカップル(事実婚)であることが条件となり、治療計画書を作成する診察日に原則**お二人での来院**が必要となります。

●治療計画書を作成するにあたり、婚姻確認のために**戸籍謄本(原本)**の提出が必要となります。(当院受診される日から3ヶ月以内に発行)

- ・法的婚姻関係にある場合→戸籍謄本(原本)
- ・法的婚姻関係にない場合→戸籍謄本(原本)、同居の確認

●治療計画の見直しの際には再度お二人で来院が必要になります。